

大口町告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

大口町長 鈴木 雅 博

1. 受託者・収納事務

受 託 者	収納事務
東京都千代田区一番町 2 5 番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料の収納事務

2. 委託期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日